平成２７年（フ）第３号
三重県南牟婁郡御浜町大字下市木4746番地１
破産者　Ｂチームこと　浜田　　明
１　決定年月日　平成27年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第７３２号
広島市東区牛田本町５丁目11番４号
破産者　有限会社プラネット
１　決定年月日　平成27年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８号
徳島県美馬市脇町別所4789番地
破産者　株式会社海原商会
１　決定年月日　平成27年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第２１２号
福岡県久留米市国分町1135番地の２
破産者　合資会社平田塗装工業
１　決定年月日　平成27年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４２８号
福島県河沼郡会津坂下町字市中新町甲3851番地、前住所神奈川県小田原市前川404番地
破産者　中野　正行
１　決定年月日　平成27年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４２９号
福島県河沼郡会津坂下町字市中新町甲3851番地、前住所神奈川県小田原市前川404番地
破産者　中野ヨネ子
１　決定年月日　平成27年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１３１号
神奈川県厚木市下荻野481番地27
破産者　清水　昌広
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第５４４７号
大阪市東淀川区東中島４丁目１番11―708号、開始決定時の住所大阪市東淀川区東中島１丁目21番２―410号
破産者　ミニストップ東中島店こと　青田　勝幸
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８６７号
福岡県宗像市日の里５丁目５番地１
破産者　的野ヒサノ（旧姓川崎）
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３２号
福岡市南区井尻３丁目５番８号
破産者　二木健一郎
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５５６号
福岡県宗像市自由ケ丘９丁目３番地４
破産者　波戸　克也
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５６９号
福岡市早良区原４丁目10番34号、住民票上の住所福岡市博多区博多駅前２丁目11番22―302号
破産者　村田　豊広
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５５１号
札幌市豊平区福住２条８丁目14番30号
破産者　野田　昌裕
１　決定年月日　平成27年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５号
北海道岩内郡岩内町字野束169番地56　野束２号棟106号
破産者　笹浪眞由美
１　決定年月日　平成27年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２６年（フ）第４９号
群馬県桐生市相生町１丁目531番地　すみれ204号室
破産者　髙杉　利子
１　決定年月日　平成27年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第９７号
群馬県桐生市相生町５丁目358番地の26　山藤アパート４号
破産者　半田　賢一
１　決定年月日　平成27年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第４０８号
埼玉県春日部市備後東２丁目17番76号　フレグランス・エム102号
破産者　小林ユカリ
１　決定年月日　平成27年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１３６号
埼玉県越谷市千間台西４丁目１番地49
破産者　高橋　直子
１　決定年月日　平成27年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
山梨県甲府市大里町4280番地　ウィステリア藤Ⅱ201号室、開始決定時の住所山梨県甲府市大里町2509番地　シャーメゾン功刀201
破産者　小尾　遊亀
１　決定年月日　平成27年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係